九州大学遺伝子組換え実験安全管理細則

平成 1 6 年度九大細則第 1 2 号施 行:平成 1 6 年 4 月 1 日最終改正:平成 2 8 年 3 月 3 1 日 (平成 2 7 年度九大細則第 2 2 号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学遺伝子組換え実験安全管理規則(平成16年度九大規則第82号。 以下「規則」という。)第27条の規定に基づき、遺伝子組換え実験(以下「実験」という。) の実験計画の申請の手続等について 必要な事項を定めるものとする。

(実験計画の申請等)

第2条 規則第10条第1項に規定する実験計画の申請は、所定の様式によって行うものとする。 2 前項の規定は、実験計画を変更しようとする場合に準用する。

(実験に係る標示)

第3条 規則第15条に規定する標示は、所定の様式により行うものとする。

(実験に使用する施設の標識)

第4条 実験に使用する施設には、所定の様式による標識を掲げるものとする。ただし、P1 レベルの実験に使用する施設については、この限りでない。

(実験の記録及びその保存)

第5条 実験責任者は、実験を行った日ごとに実験の記録を行い、5年間保存しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の譲渡)

第6条 規則第18条第1項及び第2項に規定する届出は、それぞれ所定の様式により行うものとする。

(実験の終了又は中止の報告)

第7条 規則第19条に規定する報告は、所定の様式により行うものとする。

(大量培養実験に関する資料の保存)

- 第8条 規則第20条に規定する資料は、実験が承認された日から5年間保存するものとする。 (教育訓練)
- 第9条 規則第21条に規定する教育訓練は、少なくとも年1回行うものとする。

(この細則の改正)

第10条 この細則の改正は、遺伝子組換え実験安全委員会の議を経ることを必要とする。 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度九大細則第44号)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大細則第1号)

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大細則第1号)

この細則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大細則第20号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大細則第19号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大細則第7号)

この細則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大細則第20号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成27年度九大細則第22号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。